

平成29年度長野県職業訓練実施計画

平成29年4月3日
長野県
長野労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号、以下「支援法」という。）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、国及び長野県が一体となって地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した職業訓練受講の機会を十分に確保するため、職業訓練の実施に関する実施分野、規模の設定及び地域の関係機関間の連携方策等の重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

県内の雇用情勢は、平成29年1月の有効求人倍率（季節調整値）が1.49倍となり、平成28年5月以来9ヶ月連続して1.4倍以上の高水準で推移しています。

有効求人数（季節調整値）は49,053人で、前月に比べ3.2%減少したが、2ヶ月連続の4万9千人台以上となっている。

また、有効求職者数（季節調整値）は32,812人で6ヶ月ぶりに前月に比べ増加（1.9%）したものの、前年同月と比べると減少傾向が続いている。

平成29年1月の新規求人数（実数値）は3ヶ月連続で前年同月を上回り、新規常用求人のうち正社員求人数は40ヶ月連続で前年同月を上回っており、正社員求人割合は34.9%と前月と同率となっている。また、正社員有効求人倍率は0.95倍と前年同月を0.14ポイント上回り、前月を0.02ポイント下回っているものの、3ヶ月連続の0.9倍台であり、正社員求人は改善傾向で推移しています。

産業別の新規求人の状況は、建設業で公共工事の受注及び新設住宅着工戸数が増加しており、6ヶ月連続で前年水準を上回っている。また、製造業も6ヶ月連続で前年同月を上回っているほか、運輸業・郵便業及びサービス業(他に分類されないもの)等についても前年水準を上回っている。

1件あたり10人以上の人員整理の状況については、前年水準を大幅に下回っており、今後においても、為替相場や原油価格のほか、海外情勢からの影響に注視する必要があるが、人員整理についても当面は大幅な増加には至らないものと判断しております。

これらのことから、長野県の雇用情勢は、「雇用情勢は、一層堅調に推移している。」とし、今後も同水準で推移するものと考えられる。

(2) 平成28年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成28年4月から平成28年12月末までにおいて、新規求職者のうち、支援法第2条に規定する「特定求職者」に該当する可能性のある者の数は34,305人(対前年同月比 ▲7.0%)。また、平成28年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

	学卒者訓練	離職者訓練			求職者 支援訓練	合 計	※学卒者訓練は、平成28年度新規 入校者数。 ※離職者訓練・求職者支援訓練は、 平成28年4月～28年12月末まで の入校者数。
		施設内訓練	委託訓練	小 計			
長野県	291	46	1,052	1,098		1,389	
機 構		461		461		461	
労働局					467	467	
合 計	291	507	1,052	1,559	467	2,317	

平成28年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（学卒者訓練）
 - 専門課程 100.0%
 - 普通課程 93.3%
- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）
 - 施設内訓練 90.9%
 - 委託訓練 79.0%
- ・ 求職者支援訓練
 - 基礎コース 58.8%
 - 実践コース 63.7%

注) 就職率：学卒者訓練は、平成28年3月に終了したコースの3ヶ月後の実績

施設内訓練は、平成28年9月末までに終了したコースの3ヶ月後の実績。

委託訓練は、平成28年8月末までに終了したコースの3ヶ月後の実績。

求職者支援訓練は、平成28年度中に終了したコースのうち、平成28年6月末までの訓練修了者等の訓練修了後3ヶ月後の実績(ただし、速報値)。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

長野県内の雇用情勢は、改善が進んでいるものの、少子高齢化が進展する中、人材力の強化や働く者の生産性の向上、女性の活躍促進、能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等に対する人材育成が必要であることから、平成 29 年度における公的職業訓練においても、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置き実施することとし、併せて、人手不足分野等の求人ニーズを踏まえた効果的な訓練の設定や地域ニーズに対応した訓練の推進にも努めるものとする。

そのため、長野県における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練と求職者支援訓練について、一体的に計画を策定する。

さらに、国（長野労働局）、長野県をはじめとする関係地方自治体や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）のほか、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にし、総合的に人材育成に取り組んでいくこととする。

(2) 離職者訓練の対象者数等

ア 施設内訓練

- 施設内訓練については、平成 29 年度は長野県全域で **20 科、605 人**の訓練定員で実施する。
- ものづくり分野における求人状況を踏まえて訓練内容を常に見直し、企業が求める技能・技術を訓練生に習得させると共に、企業人として相応しい人格形成をキャリア・コンサルティングを通じて実施していく。
- 県の施設内訓練については就職率 80%を、支援機構の施設内訓練については、平成 28 年度就職率の実績以上を目指す。

実施主体	実施場所	科数	定員
県	長野県南信工科短期大学校	1	20
	長野県岡谷技術専門学校	2	20
	長野県佐久技術専門学校	1	20
支援機構	長野職業能力開発促進センター	8	305
	うち日本版デュアルシステム	1	15
	長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター	8	240
	うち日本版デュアルシステム	1	30
総 計		20	605

(詳細は別紙「施設内訓練実施計画表」)

イ 委託訓練

- ・ 民間教育訓練機関等に委託する訓練については、長野県全域で 100 コース、1,286 人の訓練定員で実施する。
- ・ 労働局と長野県との一層の連携を図り、地域の求人・求職ニーズに応じた離職者の就職促進に資する訓練科目を設定していくと共に、介護・建設といった人手不足分野における職業訓練の設定に取り組んでいく。
- ・ 子育て中の女性の再就職が円滑に進むよう、育児等と両立しやすい短時間の訓練コースや訓練受講期間の託児支援サービスの提供等を推進する。
- ・ これらの取り組みにより就職率 **75%**を目指す。

種 類	訓練科(訓練職種)	コース数	定員数	施 設 名
介護福祉士養成(資格取得)コース	介護福祉士養成科(介護系)	19	85	長野、松本、飯田、佐久技術専門校
知識等習得コース	介護職員養成科等(介護系) パソコン事務科等(事務系) 機械加工・3次元 CAD 科等(製造系)	59	1,040	長野、松本、岡谷、飯田、佐久、上松の各技術専門校及び工科短期大学校、南信工科短期大学校
母子家庭の母等の職業的自立促進コース	介護職員養成科等(介護系) パソコン事務科等(事務系)	5	25	長野、松本、岡谷、飯田、佐久の各技術専門校
委託型デュアルシステムコース	介護職員養成科等(介護系)	3	50	長野、岡谷、飯田の各技術専門校
建設人材育成コース	建設人材育成科等(建設系)	2	36	工科短期大学校、飯田技術専門校
育児等短時間コース	パソコン事務科等(事務系)	2	40	長野、松本技術専門校
求人セット型訓練(オーダーメイド型)	個別実習訓練(未定)	10	10	長野、飯田、佐久の各技術専門校及び南信工科短期大学校
総 計		100	1,286	

(3) 学卒者訓練の対象者数等

- 学卒者訓練については、専門課程2年制を工科短期大学校で4科160人、南信工科短期大学校で2科80人、普通課程1年～2年制を技術専門校で13科355人、合計595人の訓練定員で実施する。
- 工科短期大学校の人材育成ニーズ調査結果では、工科短期大学校に取り組んでほしい課題として、現行の基礎技術教育の充実や先端技術に関する研究会活動の充実等が求められており、今後とも、企業ニーズに応じた柔軟なカリキュラム、学生の質の保証、ブランド化を目指した取り組み等を推進する。
- 技術専門校の人材育成ニーズ調査結果では、多くの製造業企業から今後新たに高めたい技術のうち、技術専門校で養成に取り組んでほしいものとして、NC加工、マシニングセンタ技術、製品・部品設計などが求められており、ものづくり分野を中心とする技能者の育成を引き続き行う。限られた資源の中で、今後も長野県の基幹産業を担う技能者養成、建築大工等に係る後継者養成などの役割を果たしていくために、具体的な訓練科目の改編を行ったところであり、現行の実施体制の下、効果的な訓練の実施に努めていく。
- 工科短期大学校においては就職率100%を、技術専門校においては就職率90%を目指す。

実施主体	実施場所	科数	定員	
県	長野県工科短期大学校	4	160	※全コース2年制
	長野県南信工科短期大学校	2	80	
	長野県長野技術専門校	4	75	
	長野県松本技術専門校	3	150	
	長野県岡谷技術専門校	1	10	※自動車整備のみ2年制
	長野県飯田技術専門校	2	60	
	長野県佐久技術専門校	1	20	
	長野県上松技術専門校	2	40	
総 計		19	595	

(詳細は別紙「施設内訓練実施計画表」)

(4) 在職者訓練の対象者数等

- 在職者訓練については、長野県全域で288コース、3,415人の訓練定員で実施する。
- 長野県内で事業を営む企業の従業員に対し、技能・技術等に関する講習会を開催し、個々のスキル向上の支援をすることにより、企業の技術力の維持・向上、技能の継承及び若年技術者等の育成を図る。
- 事業主等へのニーズ調査に基づき、訓練計画を実施し、訓練コース実施後の受講者及び事業所アンケート調査及び受講者の習得度の測定・評価を通して、常に訓練内容を見直し品質の向上を図っていく。

実施主体	実施場所	コース数	定員
県	長野県工科短期大学校	8	90
	長野県南信工科短期大学校	48	460
	長野県長野技術専門校	14	230
	長野県松本技術専門校	16	210
	長野県岡谷技術専門校	40	350
	長野県飯田技術専門校	31	280
	長野県佐久技術専門校	35	300
	長野県上松技術専門校	3	40
支援機構	長野職業能力開発促進センター	60	756
	長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター	33	679
総 計		288	3,415

(5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等

- ・ 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練については、長野県全域で251人の規模で実施していく。
- ・ 南信工科短期大学校、長野技術専門校、松本技術専門校、佐久技術専門校の4校を拠点校とし、障がい者職業訓練コーディネーター、障がい者職業訓練コーチを1名ずつ配置し、関係機関との連携・支援を図っていく。
- ・ これらの取り組みにより、就職率57%を目指す。

訓練コース(訓練科)名	訓練期間	定 員
障がい者向けデュアルシステム	4ヶ月	7
知識・技能習得訓練コース	3ヶ月	104
実践能力習得訓練コース	3ヶ月	110
e-ラーニングコース	3ヶ月	10
特別支援学校早期訓練コース	3ヶ月	20
合 計		251

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

- 平成29年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう720人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,160人を上限とする。
- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。
- その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとなるよう訓練実施機関の開拓にも努めるものとする。また、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- 出産・育児等を理由としてキャリアを中断した女性等については、子育て中の再就職が円滑に進むよう、育児等と両立しやすい短時間の訓練コースや託児支援サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- 訓練認定規模は、以下のとおりとし、具体的な地域ごとの上限値は表1のとおりとする。
 - イ 基礎コース 訓練認定規模の45%
 - ロ 実践コース 訓練認定規模の55%

うち全国共通分野	
介護系	実践コース全体の訓練認定規模の20%程度
医療事務系	10%程度
情報系	10%程度
うちその他の成長分野、人手不足分野（例えば、農業・環境・観光・建設など）等	
	実践コース全体の訓練認定規模の60%程度
- 実践コースの「その他の成長分野、人手不足分野（例えば、農業・環境・観光・建設など）等」において、地域ニーズ枠として、
 - i) 学校卒業後に不安定就労を繰り返しているため安定就労に必要な能力基盤が弱い等の若年求職者を対象として、訓練実施機関の施設内での訓練と企業実習を組み合わせた「営業・販売・事務分野（若年者対象）」を設定する。
 - ii) 人材不足が深刻な分野（建設、物流、環境、観光、保育、警備等。ただし、介護、医療事務、情報を除く。）とされている職種の人材育成に重点を置いて訓練を設定する。
- 求職者支援訓練のうち、全国職業訓練実施計画に定める上限値以下で次の割合までは、新規参入となる職業訓練を認定する。
 - イ 基礎コース 20%
 - ロ 実践コース 20%
- これらにより、雇用保険適用就職率として、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指す。

表 1

分野	地域					うち 新規参入枠
	長野県	北信地域 優先	東信地域 優先	中信地域 優先	南信地域 優先	
合 計	1,160人					232人
基礎コース	520人	130人	130人	130人	130人	104人
実践コース	640人					128人
介護系	120人	*120人				128人
医療事務系	60人	* 60人				
情報系	60人	* 60人				
その他	400人	100人	100人	100人	100人	
うち営業・販売・ 事務分野 (若年者対象)	40人	*40人				
うち人手不足分野 (介護を除く)	30人	*30人				

*介護系・医療事務系、情報系及びその他のうち営業・販売・事務（若年者対象）、人手不足分野の定員数は合計欄で計上

(注1) 地域枠（北信、東信、中信、南信の4地域）は、それぞれ地域優先共有枠とし、同一認定期間の余剰定員を他地域の同一分野に活用できるものとする。

(注2) 実践コースの介護系、医療事務系及び情報系については、全地域一括で選定する。

また、当該枠に申請がなかった場合又は枠に余剰が生じた場合は、余剰定員を同一認定機関の実践コースの「その他」枠で活用できるものとする。

(注3) 実践コースの「その他」の「営業・販売・事務分野(若年者対象)」及び「人手不足分野」は、全地域一括の地域ニーズ枠として、「その他」枠内で最優先に選定する。なお、「営業・販売・事務分野(若年者対象)」の若年求職者(若年者)とは、概ね40歳未満の者をいう。

また、当該枠に申請がなかった場合又は枠に余剰が生じた場合、余剰定員を実践コースの「その他」枠で活用できるものとする。

(注4) 各認定枠において、実績枠の申請を1コース最大20人(認定枠の上限が20人未満の場合はその人数)まで優先的に選定する。

(注5) 新規参入枠は、基礎コースにおいては全地域一括の共有枠、実践コースにおいては全地域一括・全分野の共有枠とし、(注4)の条件を満たした上で、優先的に選定する。

また、本計画に定める上限値を超えてはならないが、ある認定単位期間で実勢枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間で新規枠へ振り替えることも可能とする。

(注6) 求職者支援訓練は、長野県職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する(長野県職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない)。

また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから

認定する。

(注7) 上記に掲げた定員調整を行った後に、なお余剰定員が生じた場合は、次の四半期(ただし、第4四半期まで)に繰り越すものとする。また、第3及び第4四半期において、基礎コース並びに実践コースにて上記に掲げた定員調整を行った後に余剰定員が生じた場合は、余剰定員を基礎コース、実践コース間での振り替えることを可能とする。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設等が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

- 長野労働局・長野県・支援機構が公共職業訓練と求職者支援訓練の訓練規模、分野、時期及びこれらの公的職業訓練に係る周知・広報等について一体的に調整を行うことで、訓練実施者を確保し、適切な職業訓練機会の提供と受講生を確保する。
- 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、長野労働局、長野県及び支援機構はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解と協力が必要である。このため、平成29年度においても長野県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練を推進するとともに、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行うこととする。

- ・ 長野県地域訓練協議会の下にワーキング・チームを設置し、産業ニーズを踏まえてそれぞれの訓練内容の検討を行うとともに、①本計画に基づく具体的実施方策及び連携方策の検討・作成 ②「訓練カリキュラム等検証・改善会議」として位置づけ、長野県が実施する委託訓練の質の検証・改善 ③広報の方策 ④計画の進捗管理等を行う。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するよう、長野県ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

（２）公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

- ・ 公的職業訓練の受講を希望する者に対しては、ハローワークやジョブカフェ信州等におけるキャリア・コンサルティングを通じ、就職に結びつく適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ ハローワークは、求職者支援訓練受講者及び職業訓練受講給付金の受給者に対し、個々に就職支援計画を作成し、訓練期間中及び訓練終了後3ヶ月における毎月1回の指定来所日を定め、就職支援計画に沿った求職活動状況の確認と職業相談により早期の就職を支援する。
なお、求職者支援訓練の基礎コース終了後、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）の受講が必要と思われる者に対しては、関連する訓練情報を提供し円滑な受講に向けた支援を行う。
- ・ 訓練実施機関等は、訓練受講中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関とハローワーク、ジョブカフェ信州とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ 公共職業訓練（委託訓練）の訓練実施機関（技術専門校）は、訓練受講生に対し、訓練受講中からのハローワークへの職業相談を積極的に勧奨するとともに、訓練終了時及び訓練終了3ヶ月後における訓練受講者の就職状況等の情報をハローワークへ提供することにより、ハローワークと連携した就職支援に取り組むこととする。
- ・ 訓練終了後は、訓練実施機関による独自の就職支援を行うほか、ハローワークやジョブカフェ信州においても訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層取り組むこととする。